

第5期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）の構成について

1 構成（骨子）の考え方

本市では、第3期障害者計画（計画期間：平成27～32年度）と一体的に第4期障害福祉計画（計画期間：平成27～29年度）を策定し、その進捗管理や評価を行っていることから、第5期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）についても、現行計画の構成を基本として策定する。

2 第5期障害福祉計画の構成（案）

第5期障害福祉計画の構成案
第1章 計画策定にあたって
第2章 計画の性格
第3章 障害のある人を取り巻く現状
第4章 計画の基本的な考え方
第5章 福祉サービスの提供 （障害福祉計画・障害児福祉計画）
第6章 計画の推進に向けて
資料編

現行計画（第3期障害者計画・第4期障害福祉計画）の構成
第1章 計画の策定にあたって
第2章 計画の性格
第3章 障害のある人を取り巻く現状
第4章 計画の基本的な考え方
第5章 障害者施策の推進（障害者計画）
第6章 障害福祉計画
第7章 計画の推進に向けて
資料編

3 第5期障害福祉計画の主な記載内容

第5期障害福祉計画の構成案	主な記載内容
第1章 計画策定にあたって	・「計画策定の趣旨」や「障害者施策の動向」等を更新
第2章 計画の性格	・「計画の位置付け」等を更新
第3章 障害のある人を取り巻く現状	・手帳所持者数（難病患者の状況）を更新 ・アンケート結果の概要を更新
第4章 計画の基本的な考え方	（現行計画を再掲）
第5章 福祉サービスの提供 （ ）	・国の基本指針に掲げる「成果目標」や「活動指標」を踏まえ、本市の目標数値やサービス見込量等を更新（法改正による新サービスを含む）
第6章 計画の推進に向けて	（現行計画を再掲）
資料編	・移動支援事業支給決定基準等を掲載など

第5章の詳細については、「資料2-5」を参照願います。